

JBC ボール検査合格証の記入方法

※ ボール検査合格証の発行は、規定に基づいて適正な方法により発行する。

【公認欄】

WTBA (USBC) 又は JBC のいずれかの欄に○印をつける。

- 1991年1月1日以降のボールで、それ以前のボールはアプルーブリストに記載されていない場合がある。また、1991年1月1日以前のボールの使用は、主催者が使用の有無を決定する。(アプルーブリストに記載のないボールの場合は○印を付けない。)

【有効期間欄】

ボールを検査した日から1年間とする。(年度有効期間とはしない。)

- ボール検査合格証の有効期間内であっても、ボールにプラグ及びドリル等加工を加えた場合は、必ず再検査を受けなければならない。
- 有効期間内に氏名、JBCNo.、所属等記入事項の訂正が生じた場合は、検査員が訂正箇所を確認し、検査員が確認印を訂正箇所に捺印すること。

【検査員欄】

ボールがドリルされ使用できる状態において検査をし、合格した場合に検査員の責任において署名捺印する。

- ドリル前にボール検査合格証に署名捺印をし、発行することは禁止する。(ボール検査前にボール検査合格証に検査員氏名捺印したカードを発見した場合は、この検査員の資格を取り消す。)

【公認ドリラー欄】

ボールをドリルした公認ドリラーは、ドリラーの責任において公認ドリラー認定No.、氏名、捺印すること

- 公認ドリラーにはボール検査合格証を販売している。公認ドリラーがボール検査合格証を自分がドリルしたボールに対して発行することができる。この場合は、ボール名、ボールNo.、使用者の氏名を必ず記入すること。
- 一度ボール検査を受け、加工等一切しないで引き続き使用する場合は、公認ドリラーに印鑑がいただけない場合は、検査員が確認し、公認ドリラー名と継続印「連盟配布済み」を押すことで有効とする。

【ボール検査合格証・記入例】

表面

裏面

JBC ボール検査合格証 No. _____					
氏名	○○○○○			所属	東京都
J.B.C. No.	13-A-00001			硬度	75
ボール名	○○○○○○○			公認 WTBA	○
ボールNo.	AL101010			公認 JBC	
重量	6.95 kg	指穴数	3	プラグ	無 (有) (3)
有効期間 平成20年5月2/日より平成21年5月20日					

財団法人 全日本ボウリング協会

本証の有効期間は1年間とする。

本証受領後ボールにプラグ等の再加工をした場合、本証は無効とし、新たに連盟または大会本部に届け出て再検査を受けなければならない。

ドリル日 平成20年4月15日
 (No. 0001号)
 公認ドリラー名 ○○○○○
 検査日 平成20年5月21日
 (第13-001号)
 検査員名 ○○○○○
 連盟名 東京都ボウリング連盟